

藤城学区自治連合会 規約

前文

私たちの暮らしをより良いものにするためには、安心・安全・生活環境の美化などを維持・発展させていく必要がある。自治会は、暮らしを日常的に支える住民にとって一番身近な自治組織である。また、いざという時には、協力し支え合い助け合う大切な組織でもある。

藤城学区自治連合会は、各自治会から構成される地域社会を代表する住民組織である。藤城学区自治連合会に参加し、自ら地域の課題を提起し、話し合う場を持つことは、住民の権利であり義務でもある。これを行行使することによってのみ住民は、地域の主人公たりうる。藤城地域の中で自分たちの生活をよりよくしていこうとする全ての住民がともに話し合い、まちづくりをしていくための自主的ルールをここに定める。

第1章 総 則

第1条 名称

本会は、藤城学区自治連合会と称する（以下「会」という）。

第2条 会員

会は、藤城学区内の各自治会をもって構成する。

第3条 事務所

会の事務所は、会長宅に置く。

第2章 目的および事業

第4条 目的

各自治会相互の協調、公的機関に対する協力および地域住民の福祉と環境の向上を図ることを目的とする。

第5条 事業

会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関する事。
- (2) 専門委員会活動に関する事。
- (3) 会内外の各種団体との連絡調整に関する事。
- (4) 行政情報の活用および行政との連絡協議に関する事。
- (5) 地域の将来計画の作成に関する事。
- (6) その他会の目的達成に必要な事業。

第3章 役 員

第6条 役員の種類

会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名

(3) 理 事

理事の中から総務，会計，庶務の担当者を若干名置く。

(4) 会計監査 若干名

第7条 選出の方法

理事会において選任し，総会の承認を得ることを要する。

2. 次に掲げる団体の長は理事とする。

- ① 市政協力委員連絡協議会
- ② 交通安全推進委員会
- ③ 保健協議会
- ④ 体育振興会
- ⑤ 自主防災委員会
- ⑥ 日赤共同募金委員会
- ⑦ 少年補導委員会
- ⑧ 防犯推進委員協議会
- ⑨ 社会福祉協議会
- ⑩ 藤城地域女性会
- ⑪ 藤城連合実年会
- ⑫ 民生児童委員会
- ⑬ 藤城小学校PTA
- ⑭ 藤ノ森消防分団

第8条 任務分掌

- (1) 会長 会を代表し，会務を統括掌理する。
- (2) 副会長 会長を補佐し，会長に事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 総務 会長から委嘱された懸案事項を処理し，地域内の実態を掌握する。
- (4) 会計 会の出納事務を処理し，会計に必要な書類を管理する。
- (5) 庶務 庶務事務を処理する。
- (6) 会計監査 会の会計を監査する。

第9条 任期

役員任期は，2年内の最終決算期に関する定時総会の終結までとし，再任を妨げない。
なお，途中退任者の後任者の任期は，前任者の残余期間とする。

第4章 会 議

第10条 会議の種類

会の会議は，総会および理事会並びに常務理事会とする。

総会は，会の最高議決機関であり，定時総会および臨時総会とする。

理事会は，会計監査を除く第6条の役員をもって構成する。

常務理事会は，会計監査を除く第8条の役員をもって構成する。

第11条 招集

定時総会は、年1回開催する。臨時総会は、随時開催することができる。
理事会および常務理事会は、必要に応じ会長が招集する。

第12条 成立要件ならびに議長および議決

会議は、構成員の2分の1の出席をもって成立する。委任状の提出者は出席者の数に加える。
総会の議長は、会長が指名し、総会の承認を得て選出する。

理事会および常務理事会は、会長が議長となる。

会議における議決は、出席者の過半数の賛成による。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

第5章 組 織

第13条 専門委員会

理事会は、必要と認めたとき、専門委員会を設けることができる。

なお、既存の専門委員会は、別表第一に掲げるとおりである。

第14条 協力組織および委員

会は、第7条第2項に掲げる各種団体と緊密な連携のもと、市政、公的機関と協力し、地域住民の福祉の向上に資すると共にその活動を支援する。

第6章 会 計

第15条 会計年度

会の会計年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。

第16条 会費

会の会費は、各自治会が拠出する分担金をもってこれに充てる。

分担金とは、各自治会加入世帯数に500円を乗じた金額である。

第17条 会計および資産帳簿の整備

会の収入、支出および資産を明らかにするために、会計および資産に関する帳簿を整備する。
会員が帳簿の閲覧を請求したときは、閲覧させなければならない。

第7章 会 計 監 査

第18条 監査と報告

会計監査は、会計年度終了後に監査を行い、総会に報告する。

第8章 加入および脱退

第19条 加入

会に加入しようとするものは、会長に届け出るものとする。

第20条 脱退

会員の脱退は、次の場合とする。

- (1) 自治会が解散したとき。
- (2) 会員の申し出があったとき。

附則

1 規約の改廃

会の規約の改廃は、総会の議決を経なければならない。

2 細則の制定

理事会は、この規約を実施するにあたって必要がある場合には、細則を定めることができる。
理事会は、細則を制定したときは、次の総会に報告し、承認を得なければならない。

3 施行日

本規約は、平成 7 年 7 月 30 日から施行する。

平成 14 年 9 月 1 日改正

平成 21 年 4 月 1 日改正

平成 25 年 5 月 1 日改正

平成 29 年 4 月 28 日改正

平成 30 年 4 月 24 日改正

別表第一 専門委員会
藤城ふれあい委員会
藤城まちづくりビジョン推進委員会